

農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により香取市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 31 日

香取市長 伊 藤 友 則



- 1 縦覧に供する書類の名称 香取市農業振興地域整備計画変更案及び変更理由書
- 2 縦覧期間 自 令和 8 年 9 月 1 日
至 令和 8 年 10 月 2 日
- 3 縦覧場所 香取市役所 生活経済部農政課 (香取市佐原口 2127 番地)
- 4 意見書の提出
本市の住民は、この変更案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。
 - (1) 提出先 香取市役所 生活経済部農政課 (香取市佐原口 2127 番地)
 - (2) 提出方法 持参又は郵送による。
 - (3) 提出期限 令和 8 年 10 月 2 日
 - (4) その他留意事項
ア 意見書の様式は任意とするが、提出年月日、提出者の住所、氏名を必ず記載すること。
イ 提出された意見書については、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。
- 5 異議の申出
この農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、この農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、次のとおり異議の申出をすることができる。
 - (1) 申出先 香取市役所 生活経済部農政課 (香取市佐原口 2127 番地)
 - (2) 申出方法 持参又は郵送による。
 - (3) 申出期間 令和 8 年 10 月 5 日～ 令和 8 年 10 月 19 日
 - (4) その他留意事項
この異議の申出については、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の異議申立てに関する規定（同法第 45 条を除く。）が準用される。